

ただいまから、県政一般事務にかかわる諸課題について質問をいたします。

先の総選挙において、歴史的な政権交代が行われました。このような結果になったのは、新自由主義、市場原理主義的な政策を強引に推し進め、国民生活を破壊してきた自公政権に対する国民の怒りが爆発したからだと思います。

新政権に期待されることは、自公政権がもたらした生活破壊を食い止め、破壊された国民生活を再建することだと考えます。

しかし、800兆円を超える借金をはじめ、自公政権の負の遺産を引きずりながらの新政権のスタートですから、舵取りはむずかしいでしょう。あせらずに、一つ一つ改革していただきたいと思えますし、マスコミも誇大に騒ぎ立てずに、しばらくの間は冷静に見守る姿勢が必要なんじゃないんでしょうか。

また、大勝利を収めた民主党には、「おごらずに政権運営をしてもらいたい」ものです。

ただ、私が残念なのは、この総選挙において、「地方分権」があまり争点にはならなかったことでもあります。

あまりにも国民生活の破壊が著しく、「子ども手当」「農業戸別所得保障」など、国民生活に直結する課題が大きなテーマになりましたが、問題はこのような施策を実施するのは自治体であり、その際にどこまで自治体の自律性を認めていくのかが、国と地方のあり方を考えるうえで重要であり、政権交代によって、むしろ中央集権的な施策展開にならないか危惧されるところであります。地方は、これまでの制度や枠組みのなかで、政権交代による「あらさがし」をするのではなく、抜本的に発想を変えて、このような観点からものを申し、行動していくことが求められます。例えば、年末の国への陳情などはやめるべきであります。

また、民主党のマニフェストには「地域主権」とあり、タレント知事も「地域主権」と叫んでいますが、主権は、国家や地域にあるのではなく、国民、住民にあることを、住民から信託を受けて代表する私たちは忘れてはなりません。

ただ、新政権は、国直轄事業の地方負担金の廃止、ひも付き補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金の創設など、地方分権の中の財源部分の方向性について、分権的な発想による基本的な考え方を示したことは大いに評価できると思えます。

今後、地方分権改革推進委員会の第3次勧告の上書き条例などの権限の移譲と第4次勧告の税財政論議などの具体的な課題に注視する必要があると考えます。

私たち地方自治に携わるものとしては、目指すべきは「分権型社会」ととどまらない「自治型社会」であり、他人まかせの地方分権の推進にのみに、うつつを抜かしてはならないことを肝に銘じる必要があると考えます。

このような新政権に対する地方自治体のスタンス及びこれからの地方分権推進に対する私の考え方に対して、知事のご所見をお伺いします。

質問の2点目は、**健康生きがい中核施設**についてであります。

県は、2月県議会で、健康生きがい中核施設を市町に無償譲渡し、譲渡にあたって財政支援をして譲渡する方向で検討していく旨、示されました。

元々、健康生きがい中核施設の基本構想は、1994年（平成6年）に国の景気刺激策で地域総合整備事業債という借金で、ハコモノを、どんどん作ったものの一例です。

規模の大きい公民館、公営の保養施設、福祉の名を借りた箱物行政だったと考えます。

6つの広域市町圏域ごとに整備と言いながら、管理運営は、地元市町、大きな負担が当初から懸念されていました。

知事、あなたの時代の基本構想ではないにしても、あなたが知事就任と同時に最初にオープンしたツインパルながおを含め、5施設を、真鍋知事の在任中に、県が施設を手放す状況を検討しなければいけなくなったことについて、どうお思いなのでしょう。まず、お聞きします。

私は、当初から、この計画・事業自体にコンセプトのないものだったのではないかと考えるわけです。

その理由の一つは、なぜ、広域連合制度の広域行政手法を活用しなかったのかという反省であります。

基本構想では「広域的・中核施設としての広域市町圏ごとに整備」と謳いながら、実際は、地元市町に管理運営を任す、広域施設との位置づけしたものの、名目は名ばかりだったと言えるでしょう。

二つ目は、市町村合併の推進時期とも重なることから、市町村合併のメリットと言われていた、広域観点からのスポーツ施設・文化施設等の効率的配置、狭い地域での類似施設の重複解消など施設の必要性の検討することとの矛盾があったわけです。

三つ目は、将来の改修・修繕等について、誰が負担するのかも明確にしないまま、見切り発車で事業をスタートさせたことであります。

四つ目は、地域総合整備事業債への過度な依存をした事業だったということです。

例えば、大川圏域のツインパルながおは、事業費37億円、うち36億円が借金、事業費の97.3%が借金で行った事業です。坂出・宇多津圏域のユープラザうたづは、事業費32億4千万円、内31億8千万円の借金、事業費の98%借金で行った事業です。その他3施設も同じ状況です。

本年2月の文教厚生委員会では、健康福祉部長から、当初の建築費は149億円で、起債充当額が143億円と答弁されました。なんと95.9%の起債充当率であり、ほとんど借金で行った事業であります。

当時の議論として、後年度交付税措置されるから問題なしという楽観論があったのだらうと思います。しかし、実際は、財政力に応じて、元利償還金の30%~55%が基準財政需要額に算入されるに過ぎなかったわけです。交付税制度に対する無理解と言え、当時の事業部局、財政当局に財政規律性の視点がなかった事業ではないでしょうか。

一番古い「ツインパルながお」でさえ、H10年10月完成で、まだ11年しか経過していません。一番新しい「サンサン館みき」はH15年5月の完成で、まだ6年しか経過していません。

それぞれの施設、耐用年数は40年~50年ぐらいある中で、143億円の借金をして作ったもので、借金の返済期間も20年~30年と言われているものを、たった11年や6年で市町に無償譲渡するという、さらに財政支援までして譲渡しようとしています。

仮に、地元市町に譲与することになれば、残った借金はこれから25年も県民全体で支払い続け、譲渡したものは当該市町の財産になります。

また、譲渡しても、市町の財政難で数年後に民間に売却することも考えられ、その時に

県側に借金が残っていることも考えられるわけです。

そこで、まず、それぞれの施設の現在の借金残額はいくらで、財産価値はいくらなのか、個別の施設ごとにお答えください。

また、今回、行政財産である県の公の施設を廃止するという事は、今後県としてサービスを提供する必要はない。市町がしたかったらしないさいよと言っているのと同じではないでしょうか。県が音頭をとって作ったにせよ、市町の要望があったにせよ。将来の大規模修繕に多額の費用がいるので、早い段階で市町に押し付けるとするのは、果たしてこの施設計画を立案した県として、責任を持った対応なのか疑問を持つものです。たった6年間～11年間という期間で、このような結果になったこの事業計画の不十分さについて、きちんと総括した上で、県民に対して謝罪し、今後の対応を考えるのが筋ではないかと考えるわけですが、知事のご所見をお聞きします。

2点目は、市町との協議の進め方についてであります。

先程も申し上げましたとおり、それぞれの施設、建築後の経過年数も違い、施設の内容も違い、それぞれの財産価値も違い、残存借金額も違うわけです。

また、相手方の市町の財政力も違い、市町のこの施設に対する評価も違い、一律的に、画一的に、協議を行うことには問題があると思うわけです。

先程も述べましたが、「今後、県としては、改修や修繕では、これ以上、お金を出せない。市町がしたかったら、今のうちに譲り受けまいよ」的に市町に強引に押し付けるのは、この計画を立案した県としてあまりにも無責任だと考えます。また、強引に譲与しても、市町の財政難で施設を閉鎖し、民間に売却することも考えられます。

それぞれの市町と、個別の施設ごとに、譲与時期もずらすことも含めて協議することが必要ではないでしょうか。

さらに、あくまでも譲与にこだわらなくても、地方自治法第252条の14の事務委託を活用し、地元市町が管理執行する制度も活用できます。

事務委託とは、一つの普通地方公共団体が他の一つの普通地方公共団体に、法律行為又はこれに伴う事実行為をなすべきことを委ねることをいい、委ねられた普通地方公共団体は、受託事務の範囲において自己の事務として処理する権限を有することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託のその範囲においてその権限を失うこととなるのです。

よって、事務委託には、次のメリットが考えられます。

一つ目は、自治体間の委託であるため、対等性が保障される点です。協議によって規約を定め、また協議にあたっては両議会の議決が必要なため、議会・住民のチェックも働きます。

二つ目は、受託自治体の自律性が担保される点です。委託範囲内の権限は、受託自治体に移動し、受託自治体の条例を適用できます。

三つ目は、財政負担の明確化と保障の点です。委託自治体からは、委託料の支払い、使用料は受託自治体での収入が可能です。

四つ目は、受託自治体において、条例により指定管理者制度の導入や業務委託も可能です。

以上、事務委託制度は、自治体間の対等性、受託自治体の自律性を確保したうえで、市町村に管理をゆだねることが可能であり、また受託をやめたい場合、内容を変更したい場

合も、自治体間の協議により行えます。

また、仮に将来的に施設のあり方(廃止等)を検討する場合でも、委託をやめたうえで、県の責任と判断で行うこととなります。つまり、現在の県の提案のように、県民の財産を無償譲渡する一方、譲与先の市町にしばりをかけるといふ、無責任かつ押付け的な方法ではなく、受託自治体の自律性を保障しながら施設の管理運営をまかせることができ、なおかつ財産のあり方については、本来の設置者である県の責任で判断することとなります。

事務委託の手法の方が、本来の広域施設の性格も残せますし、受託自治体にとっても、譲与よりリスクが少なく、かつイニシアチブを確保できます。そして、地方分権の観点から市町村・都道府県の対等性を踏まえるのなら、いきなり譲与という選択を市町に迫るのではなく、事務委託という選択肢も広げることが妥当であり、また当面の対応としても現実的な方法であると考えます。

事務委託は自治体間で普通に行われている制度であり、公の施設についても、県が市に事務委託をしている他県の事例もあることから、市町の意見も聞き、検討すべきと考え、ここに提案いたします。知事の所見をお聞きします。

いずれにしても、譲与にあたっては、残りの借金、財産の価値、財政支援の三者間の妥当性も必要で、県民の理解も必要であります。

あまり拙速すぎず、慎重な対応をするとともに、情報開示を十分に行うことが重要です。

そこで、今後の市町との協議、県民、県議会、地元市町議会への対応について、どのような姿勢や対応を考えておられるのか、知事にお聞きします。

質問3点目は、**国直轄事業負担金制度**についてであります。

国直轄事業負担金問題については、先の衆議院選挙において、各政党がマニフェストの中で、多少の差はあるものの、制度を抜本改革すると約束をして選挙戦を戦いました。

民主党を中心とした政権になったことで、2010年度から直轄事業負担金制度は廃止する方向が示されました。

私は、このことが確実に履行されれば、大きな前進になると考えていますし、期待しています。

そこで、来年から廃止になるから、「もういいんじゃないか」という幕引きの声も聞こえてきます。

しかし、県が国に対して詳細な説明を求めている以上、県民に対して、きちんとした結果報告をすべきと考えます。

そこで、まず、現年度分について、お聞きします。我が会派の竹本議員の代表質問に対して、知事は、「8月末までに詳細な説明を行うということであったが、未だなされていない。9月末までに詳細な説明を行うとの連絡があった」と答弁されましたが、9月末までに、詳細な説明が国からあったのでしょうか。お伺いします。

私の知る限り、9月末までに詳細な説明はなかったと思いますが、2回も詳細な説明の期限も守れないということは、当初からどんぶり勘定で請求しており、後から、こじつけても積算根拠を出すことができないということを示していると思いますが、知事は国が未だに詳細な説明ができないということについて、どのように考えられているのか、ご所見をお伺いします。

次に、過年度分の返還請求について、知事は、「これまでの国からの説明された内容を明確かつ具体的な違法性の指摘が可能かという観点から検討してまいりましたが、返還請求を行うことは、難しいと考えております。」と答弁されましたが、この答弁は不適切なんじゃないんでしょうか。現在までに、H20年度分については、詳細な説明がない。それ以上に、H19年度分については、内訳書の提出もない。こんな状況で、何を検討したのでしょうか。県は、不十分だから、さらなる資料の請求、説明を求めているんじゃないですか。H21年度分は、そこが明確にならないから、支払い拒否の姿勢を示しているんでしょう。

過年度分と現年度分の取扱いが違うのは、おかしいんじゃないでしょうか。

本来なら「国からの資料提供及び説明を待って、返還請求するかどうか検討したいと考えております」と答弁されるのが、現段階の状況ではないんでしょうか。先走りすぎた答弁だったと思いますが、再度、過年度分の対応について、お聞きします。

さらに、私は、6月議会で、法令の根拠・区分、法令に定められている負担率どおり請求されているかどうか不明確な過年度の負担金は、返還請求をするべきではないかと指摘しました。

確かに、法令の区分、法令に定められている負担率どおり請求されているかどうか不明確な負担金の違法性を指摘することは、国側、地方側の言い分がすれ違い、また、県の引いた姿勢では期待することが無理なのかもしれません。

しかし、法令の根拠が明らかに間違っているものは「瑕疵ある行為」として、検討する余地はあると思います。河川事業に関する平成20年4月1日の当初予定額通知、平成20年10月16日及び平成21年1月27日の変更予定額通知は、「地方財政法17条の2第2項の規定により、通知する」となっております。

しかし、それらの通知の中には、河川法に基づく維持管理費に係る負担金も入っています。平成19年度分についても同様であります。

この負担金予定額の通知は、明らかに地方財政法17条の2第2項に基づくものであるにもかかわらず、同法が対象としていない維持管理費負担金も計上されているのは、問題であります。

一方、道路事業に係る負担金については、いきなり平成20年5月14日に道路法施行令第23条第1項等に基づく当初の決定通知が出されていますが、その前に地方財政法17条の2第2項に基づく予定額通知がなされていないことも問題であります。たかが条文、たかが通知手続きかもしれませんが、手続きがいいかげんなものは、その中身もいいかげんであることの証左であります。

このような法的根拠がいいかげんで手続き違反の負担金通知を国の関与と捉えた場合、法令に基づかない関与であり、地方自治法245条の2の関与法定主義にも反し、このような負担は、地方自治法232条に違反する支出であり、そのことを見逃し、支出し続けてきた県の法的・政治的責任は厳しく問われなければなりません。

法的根拠がいいかげんで手続き違反の負担金の瑕疵及びその瑕疵を見過ごし、支出してきた県の法的・政治的責任について、どのようにお考えになっているのでしょうか。知事にお伺いします。

また、先の総務委員会で、監査委員事務局長は、平成20年度の定期監査において、道路及び河川事業の国直轄事業負担金の支払いについて、問題なしとお答えになったわけです。

が、これら国から県への一連の通知が法令の手続きどおりになされていない状況について、どうお考えなのか、代表監査委員の見解を求めます。

質問の第4点目は、**職員の勤務条件の確保について**、お伺いします。

人事院は、8月11日に、月例給0.22%引き下げるとともに、一時金も0.35月引き下げを中心とする給与勧告・報告を行いました。

そこで、私は、近い内に出される県人事委員会勧告と給与カットとの関係について、知事、人事委員会委員長のご所見をお伺いします。

給与は、職員の勤務条件の根幹をなすものであります。しかし、財政再建を理由として、長期に亘り給与カットを行うのは、職員の適切な処遇が確保できず、士気にも影響が出ます。財政再建中のこの間のラスパイレス指数を見ると、H17年度は95.2で全国45位、H18年度は95.7で全国44位、H19年度は96.2で全国43位、H20年度は95.5で全国41位と低レベルにあります。

さらに、民間景気状況の悪化に伴い、本年度の勧告においても、給与等のマイナス改定が予想される中で、引き続き給与カットを現行どおり行うことは、二重カットにもつながり、いかがなものかと思えます。

そこで、まず、現在、実施されている給料と期末・勤勉手当のカットの影響額が、どれくらいになるのか。又、今回、人事院勧告の内容を本県に当てはめた場合のこれらの改定影響額はいくらになるのか。お聞きします。たぶん、同程度の金額になるのではないかと予測しますが、いかがでしょうか。

当初の財政再建計画の財源が確保できれば、給与カットをやめたり、カット幅の縮小、人事委員会勧告の凍結など、考えられる対策を講ずるべきと考えます。

知事は、6月議会の補正予算の中には、農業試験場の移転整備の一年前倒しや林道事業の実施など、当初の財政再建計画を変更しているように、職員給与のカットについても、3年間変更しないというのではなく、状況に応じて見直すべきと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

次に、人事委員会委員長にお伺いします。

5月18日、県人事委員会は、国に倣って、夏季一時金0.2月凍結の臨時勧告を行いました。その時の他県の臨時勧告の内容をみますと、給与カットがされているという理由で勧告しなかった県や、勧告しても給与カットの額も考慮して検討すべきであると触れている県もあります。

人勤制度に基づくマイナス改定を受けるのも、給与カットを受けるのも同じ職員であります。人事委員会の役割が、職員の適切な処遇の確保にあるという観点を踏まえると、給与カットについて、知事及び議会に強く意見を言うべきであると考えますが、いかがでしょうか。

ちなみに、地方公務員法第8条第1項第3号には、職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ることができる規定があります。

この規定は、議会から求めがあれば、意見を述べるだけでなく、人事委員会が自ら進んで、条例の制定・改廃に関し、議会及び長に対して、意見を申し出ることを認めていることも意味するのです。

そのことが、行政実例においても示されている規定であることを、敢えて付け加えて置きます。

そのことを踏まえ、人事委員会として、人事委員会勧告と給与カットの関係について、バランス感覚のある対応を取るべきと考えますが、人事委員会委員長のご所見をお聞きしまして、質問をおわります。